

2020年（令和2年）6月25日

法務大臣 森まさこ殿

新型コロナウイルス感染症による困窮者への法的サービスの十分な確保
及び
「経済財政運営と改革の基本方針2020」への要望

国民とともに民事司法改革を推進する議員連盟

会長 河村 建夫

幹事長 柴山 昌彦

事務局長 三宅 伸吾

事務局次長 三谷 英弘

事務局次長 元榮 太一郎

自民党「国民とともに民事司法改革を推進する議員連盟」は経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2020において、以下の事項を取り上げていただきたく要望します。以下の要望事項は昨年の方針での記載の継続ないし2020方針で追記していただきたいものであり、下線部分が特に追記いただきたい事項です。

なお、新型コロナウイルス感染症により、様々な困難に直面した個人や顧問弁護士を持たない小規模零細事業者等が、法律相談をはじめとする法的サービスを求めています。政府の英断で新型コロナウイルス感染症対策予備費を盛り込んだ第2次補正予算が先般、国会承認され執行可能となりました。下記の要望のうち、予備費を充当することで早期に国民生活などの支援に資するものについては、政府において前倒しで対応いただきたく存じます。

（別紙1 参照）

1 司法分野の改革推進について

(1) 2019方針第2章5(7)「② 治安・司法」第6段落

利用しやすく頼りがいのある司法の確立のため、総合法律支援をはじめとする司法アクセスを拡充し、法教育を推進するとともに、社会の国際化・IT化の進展に対応すべく、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議における取りまとめに基づく民事司法制度改革を政府全体で進める。利用者の利便性と業務の質・効率を高めるため治安・司法分野のICT・AI利活用を進めつつ、法令外国語訳の一層推進に向けた方策を検討するほか、ヘイトスピーチ・ウェブ上の人権侵害情報の適切な削除に向けた相談対応等を推進する。SNS指向の若年層の問題など実態を踏まえた人権擁護活動を強化する。

新型コロナウイルス対策として、国民及び中小企業者が新型コロナウイルスの感染拡大による直接又は間接の影響によって直面する労働問題、賃料問題を含む契約上のトラブル、経済的困窮を巡る課題、家庭内の問題その他の法的課題について、裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるように法整備（総合法律支援法の特例を含む）及び必要な予算措置を行う。

(別紙2 参照)

(2) 2019方針第2章5(7)「② 治安・司法」第5段落第1文

国際的な法的紛争に強い日本を作るため、国際法等の知見・外国語能力等のある国際法務人材を育成・活用し、国際紛争解決機関派遣等により国際ネットワークを充実させる。

2 在留外国人の国内民事紛争に関する司法アクセス確保策

2019方針第2章5(3)「② 共生社会実現のための受入れ環境整備」第2段落最終文

司法分野や行政窓口等関係機関における多言語対応の体制整備・充実を図るとともに、在留外国人の国内外の民事紛争に関する司法アクセスを確保するために、関係機関の連携を強化する¹。

¹ 令和2年3月10日付け「民事司法制度改革の推進について」（民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議取りまとめ）第5.2(2)に基づく。

3 中堅・中小企業の海外展開の支援など

(1) 2019方針第2章4(2)第7段落

・・・中堅・中小企業の海外展開の総合的な支援として、海外展開先における現地人材の育成支援、開発・販路開拓における海外ニーズの活用、法曹関係者等による海外調査などの支援等を実施する。

(2) 2019方針第2章5(7)「② 治安・司法」第5段落最終文

この中で、国際協力としての人材育成・法制度整備支援を強化し、外国法事務弁護士制度の充実強化などの国際仲裁及び調停の更なる活性化に向けた基盤整備の推進支援など国際紛争への実践的な対応能力を強化する。

以上

別紙 1

新型コロナウイルス感染症を受け、自宅待機、テレワークの増加、雇用不安等により、家庭内暴力、児童虐待、離婚など様々な分野で、法律相談をはじめとするリーガル・サービスへのニーズが急増しています。今後、雇用情勢の悪化に伴い、労働問題も深刻化する恐れがあります。

経済がV字回復しなければ、資金繰りが悪化した個人事業者や中小零細企業等の倒産、事業再生に向けた法的手続きが急増することが予想されます。

こうした状況を受け、補正予算で約 3 億円が措置された法テラスでは、電話による相談をスタートしました。ただ、リーマンショックにおいて、破産、離婚、労働分野での法律相談が 2 年間で5割も増えたことを考えれば、約 3 億円の上乗せでは予算切れによる援助の停止も懸念されます。

法テラスの法律相談の部屋には、パソコンやタブレットが置かれておらず、無線の回線もありません。感染症が終息しないなか、テレビ会議方式による相談もできないという状況です。

また、中小企業庁ではかねて「よろず支援拠点」を設け、中小企業・小規模事業者の相談業務を展開しています。しかし、全国 47 拠点で、相談に応じる弁護士は 25 人しかいません。

今回の感染症は、我が国の経済社会にリーマンショックを上回る打撃を与えました。是非とも2次補正で確保した予備費 10 兆円のうち、例えば1万分の5 (50 億円) を使い、法テラスやよろず支援拠点等による法的支援を充実していただきたい。

PR予算が無く、法テラスの業務認知度は2割未満です。顧問弁護士を抱える余裕のない、困窮する個人や零細事業者を法的にも支援するのが、「法の支配」を標榜する我が国政府の責務ではないでしょうか。

別紙 2

個人・中小企業者に対する新型コロナウイルス拡大により直面する法的課題について、裁判その他の法による紛争解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるようにする法整備について

- 1 新型コロナウイルス感染症による被害を受けた国民に対する援助のため、日本司法支援センター（法テラス）の業務の特例を定める
 - ① 法的枠組み：東日本大震災の被災者支援の特例法（平成二十四年法律第六号）と同様とする
 - ② 対象者：地域を問わず、全ての個人（事業者としての個人を除く）
 - ③ 対象事件：新型コロナウイルス感染症の影響に起因する労働問題、消費者問題、賃料問題、DV・虐待等家庭内の問題、収入減にともなう債務整理などの法律相談及び代理援助（起因性は緩やかな判断とする）
 - ④ 援助要件他：資力に関わらず援助（法律相談は無料）。援助期間中の立替償還は猶予し、事件終了後の立替金全部又は一部の免除も認める。

- 2 新型コロナウイルス感染症による被害を受けた中小企業者について、経済産業省（中小企業庁）から日本司法支援センター（法テラス）が委託を受けて、支援のための法律事務を契約弁護士に取り扱わせる
 - ① 法的枠組み：総合法律支援法 30 条 2 項により法テラスが中小企業庁から委託を受けて業務方法書を作成する（同法 34 条 1 項）
 - ② 対象事業者：中小企業基本法に準拠
 - ③ 対象事業：労働問題、契約上のトラブル、不動産賃貸に伴う交渉・調停・訴訟、自己破産・民事再生等倒産手続及びこれらに関する法律相談
 - ④ 支援要件：法律相談は償還不要とし、事件終了後償還は基準を定めて判断し、全部又は一部の免除

なお、上記対応を講じるために必要な予算措置をとるものとする。